

第4回 三保地区景観計画ガイドライン策定懇話会 議事録

開催日時： 平成27年3月5日(木) 9:30～11:00

開催場所： 札の辻ビル 5階 審査会室1

出席委員： 川口 宗敏 会長
土屋 和男 委員
森 美佐枝 委員
天野 光一 委員
森田 みか 委員
坂野 真帆 委員

- 次 第： 1 開会
2 建築総務課長挨拶
3 事務局報告
(1) 第3回懇話会議事録の確認について
(2) 静岡市景観形成推進委員会意見について
(3) 観光客・住民・事業者アンケート調査結果について
(4) 「三保半島まち並みミーティング」の開催結果について
4 議題
(1) 三保半島景観形成ガイドライン(道路編)(最終案)について
(2) 三保半島景観形成ガイドライン(たてももの・看板編)(最終案)について
5 閉会

- 配布資料： 1 次第
2 席次表
3 資料1 第3回三保地区景観計画ガイドライン策定懇話会 議事録(案)
4 資料2 静岡市景観形成推進委員会(H27.1.26開催)の意見
5 資料3 三保半島のまち並みに関する観光客意識調査結果
6 資料4 三保半島のまち並みに関する市民意識調査結果(抜粋)
7 資料5 三保半島のまち並みに関する事業者意識調査結果
8 資料6 三保半島まち並みミーティング 第3回(三保地区・折戸地区) 議事録
9 資料7 三保半島景観形成ガイドライン(道路編)(最終案)
10 資料8 三保半島景観形成ガイドライン(たてももの・看板編)(最終案)
11 参考資料1 三保半島景観形成ガイドライン(共通編)[概要版]
12 参考資料2 三保半島景観形成ガイドライン(道路編)[概要版]
13 参考資料3 三保半島景観形成ガイドライン(たてももの・看板編)[概要版]

【議事録】

1 開会

2 建築総務課長挨拶

(建築総務課長による挨拶)

3 事務局報告

(事務局より「(1)第3回懇話会議事録の確認について、(2)静岡県景観形成推進委員会意見について、(3)観光客・住民・事業者アンケート調査結果について、(4)「三保半島まち並みミーティング」の開催結果について」を説明)

4 議題

(事務局より「(1)三保半島景観形成ガイドライン(道路編)(最終案)について」を説明)

川口会長 ただいまの説明について、意見・質問はあるか。最終案ということで、これまでの議論を踏まえてまとめて頂いているので、委員から一人ひとり意見をもらいたい。

森田委員 観光客、住民、事業者など丁寧にアンケートを取っており、意向がわかった。調査結果やこれまでの懇話会での議論の流れも踏まえて最終案を作っていると思うので、住民にとっても使いやすいガイドラインになるのではないかと。

土屋委員 ガイドラインの策定は大詰めだが、こうしたガイドラインは住民や事業者の自主性に任せる部分が多いので、策定した後どれだけ実効性を持てるかが課題でもある。今後も継続して住民の支援をしていく必要がある。

天野委員 道路編14頁、23頁で防護柵に関する配慮事項があるが、実際は防護柵はあまり設置されないのではないかと。23頁A-1「交通安全対策上、設置が必要な場合は」とあるが、必要な場合が少なくなら「防護柵は原則設置しない」という記載を冒頭に入れても良いのではないかと。カーブなどで特別危ない場合、通学路で住民からの要望があった場合など、防護柵や転落防止柵を設置する場合はあるかもしれない。

坂野委員 ガイドラインの検討過程では「原則設置しない」という記載があったが、削除されたのはなぜか。

事務局 防護柵、転落防止柵が必要となる場合は、多くはないが有ると考えている。初期には「設置しない」という記載をしていたが、道路管理者への照会で安全上設置しないと引ききれない場合があると指摘を受け、削除した経緯がある。

森委員 以前の懇話会で指摘した点字ブロックについて、舗装の色彩のことが記載されており、よかった。三保半島には、景観が良くなれば更に多くの観光客など様々な人が来ることが考えられるので、走行・歩行の安全面にも十分配慮して道路整備を行ってほしい。また、景観づくりに加えて、通りのにぎわいなど人が楽しめる雰囲気作りにも取り組んでいく必要があるのではないかと。

坂野委員 ガイドラインの内容については承知した。観光客へのアンケート結果で、三保松原でイメージするものに御穂神社と神の道が挙がっていないことに驚いた。松原だけでなく、御穂神社や神の道も重要な資産のため、一体的な整備をする必要があると感じる。

川口会長 続いて「たてももの・看板編」の意見交換に移るが、引き続き何か意見があれば発言して頂きたい。

(事務局より「(2)三保半島景観形成ガイドライン(たてももの・看板編)(最終案)について」を説明)

川口会長 先日の三保半島まち並みミーティングでも話したが、たてももの・看板編の内容は民地のことなので、住民の関心も高く今後の実施に向けては難しい部分があると感じている。

森委員 建物や看板のことは、個人の間隔や解釈によって左右される部分があり、判断が難しい。例えば神の道では和風の沿道づくりについて記載されているが、洋風の建物などができたらどのように対応するのか。また、個人個人の取組みの差によって、不公平感が生まれることも懸念される。

川口会長 ガイドラインに沿っているかどうか、誰がどのように判断するか今後の運用についても考える必要がある。理想的には、地元が主体となった推進協議会などを組織し、ガイドラインに沿っているかの判断や、必要に応じてアドバイスなどができればよい。体制づくりや、どの程度の権限を持たせるのかなども検討する必要がある。

森委員 広告物は統一感を持って整備されると、景観は綺麗になって良いが、一方でお店が見つげづらいなど難点もある。商業者にとっては弊害になるとも言われかねない。

事務局 今年度の取組みはガイドライン策定で終了となるが、来年度以降は地元で協議会を立ち上げ、ガイドラインの運用や、地区計画や景観協定制度などを活用した更なるルールづくりを検討していきたいと考えている。その場では、地元主体での運用方法についても議題となると考えられる。市からも、専門家やアドバイザーの派遣など協力していきたい。

川口会長 建築や設置の許認可が下りてしまってからでは中止できないので、計画段階で地元で相談してもらって体制ができればよい。いずれにせよ、ガイドラインが策定されてからの運用については、今後検討していく必要がある。

坂野委員 アンケートの結果等をみると、地元住民も景観を良くするためには建物や看板にある程度厳しいルールが必要と認識しているようである。景観を良くするという総論には賛成して頂いているので、今後はルールの各論に協力して頂けるよう取組みを続けていく必要がある。先ほどのようなご意見にもあったように、積極的に取組んだ人が不公平感を感じるようでは良くない。近年、チェーン店でも景観に配慮した特別な店舗を作り、話題となっている例もある。景観づくりに協力することで、メリットが感じられる、店舗であればビジネスにつながるなど、何か利点があると感じてもらえるとうい。また、ガイドラインが策定されてから新規に建築・掲出されるものはよいが、既存のものが更新されるまでは時間がかかるので、ある程度のタイムラグがあるのではないかと。

川口会長 看板も新しく掲出する場合には、ガイドラインに沿っていない場合は指導もできるが、架替えの時期を待つばかりではなかなか進まない。こちらも地元組織から架替えを推奨するなど、柔軟に対応してもらえるとよい。

事務局 現在、三保街道の折戸1工区で拡幅工事を進めており、次は折戸2工区での事業化が予定

されていて、拡幅部分の用地買収等も想定される。道路拡幅のタイミングで、拡幅部分に掛かる広告物の架替えを推奨するなどの対応も考えられる。

森田委員 景観形成は時間がかかることではあるが、明確な時期の目標がなければどんどん先延ばしになってしまう。ガイドラインの運用を地元主体で行うにしても、景観だけでなく賑わいづくりやイベントの企画なども包括的にできる団体、組織にできないか。住民へのアンケート結果で、世界遺産に登録されて以降まち並みに変化が感じられるかという設問で、過半数が「変化はない」と答えており、世界遺産地域に住んでいるという意識が低いように感じられる。他の世界遺産地域の住民と関わった際には、地域内に住んでいるというプライド、地域を守っていくという意志が感じられた。例えば 1 日限定でまち並みを綺麗にするイベントを行うなど、一般の住民が参加し、取組みを知る機会があれば、景観形成も少しスピードアップするのではないか。

川口会長 地域住民の意識づくり、取組みを促すきっかけづくりは大切だと感じる。

事務局 先日の三保半島まち並みミーティングでも、松原でボランティアガイドをしている方から、世界遺産や景観づくりの価値を知らない住民が多いというご意見を頂いた。住民の意識を育てていくことも、今後の取組みとして必要と感じている。

土屋委員 たてもん・看板編の部分で、広告物の面積については規制はないのか。

事務局 三保街道と羽衣海岸線については、広告物の面積基準を記載している。広告塔・広告板は三保街道では片面 5 m²以内、両面で 10 m²以内、羽衣海岸線では片面 3 m²以内、両面で 6 m²以内としている。また、壁面(塀)利用広告では壁面(塀)面積の 1/5 以内としている。また、静岡市屋外広告物条例では色彩の規制はないが、ガイドラインでは色彩の基準も設けている。

土屋委員 広告物は面積を大きくするだけでも広告効果が上がるので、もう少し数値で規制しても良いのではないか。条例やガイドラインの規制の隙間を縫って大規模なもの、派手なものを掲出される可能性はあるので、様々な場合を想定して基準を設けておくべきではないか。また、ガイドラインも社会情勢や道路整備、地域の状況の変化に合わせていずれは改訂の機会があるとよい。

川口会長 定量的な基準を設けるには、数値の根拠など難しい部分があると感じる。先ほどのご意見にもあったが、住民自身に地域に愛着やプライドを持って景観形成に取り組んでもらえるようにしなければ、どんな基準を設けても意味がなくなってしまう。今後住民の意識づくりをしていく必要がある。また、既に建物が建ち並んでいる三保街道は難しいが、羽衣海岸線は整備されたばかりで建物がないため、今から少し厳しい基準を設けておくのがよいのではないか。

事務局 羽衣海岸線は、世界遺産のバッファゾーンにも入っているため、積極的に取り組む必要があると感じている。

川口会長 ガイドラインなどの検討段階では賛成してもらえても、いざ建替え、架替えになったとき基準が厳しくなると抵抗感を持たれる可能性もある。ガイドラインを有効に機能させていくアイデアを出し合って進めていけるとよい。

天野委員 静岡市屋外広告物条例では、この地域はどのような規制がかけられているのか。

- 事務局 たてもの・看板編の 60 頁で、屋外広告物条例の規制について参考資料を載せている。名勝三保松原の地域に入るため、ガイドラインの対象 5 路線のほとんどの地域は第 1 種・第 2 種特別規制地域に含まれている。
- 天野委員 看板を設置する場合は、ガイドラインのほかにも市条例に整合する必要があるのでは、条例の内容をガイドラインの冒頭で説明するべきではないか。参考資料では見てもらえない可能性がある。
- 事務局 冒頭のガイドラインの位置付けの部分などで記載できないか検討する。
- 天野委員 ガイドラインの運用方法の項目で、たてもの・看板編では住民主体の制度利用の説明などがあるが、道路編はどのように捉えるべきか。対象路線のうち三保街道以外は市道なので、今後の市の道路整備の方針が記載されていると理解すればよいのか。景観形成の方法としては、景観計画の景観重要公共施設に指定し、行為の制限をかけることも考えられる。現行の景観計画では、三保街道は景観重要公共施設の候補に挙げられているが、神の道については記載されていない。景観上も重要な道路ではないか。
- 事務局 神の道については、木道を整備したり松の根を保護したりしているが、アスファルトの痛みも激しくなっており、道路部局でも今後整備を考えているところである。
- 天野委員 神の道も含め、ガイドラインの対象 5 路線は景観計画で景観重要公共施設の候補として検討するべきである。景観重要道路に指定されると、事業を進める必要性が高まるため、予算の都合などもあると思うが、候補として記載する必要はあるのではないか。
- 土屋委員 現行計画では、重点地区にも指定されていないのか。ガイドラインの検討を進めた今であれば、重点地区への指定の可能性もあるのではないか。この会議では主旨と異なるが、景観審議会などで議題にしてはどうか。
- 事務局 現在は御徳神社・羽衣の松が景観形成拠点に指定されているのみである。景観計画は平成 20 年の策定以降、見直しをしていない。策定当時は世界遺産の話はほとんど出しておらず、羽衣海岸線の計画も途中であったため、今回のガイドラインの対象路線については景観的な検討候補になっていなかった。
- 天野委員 世界遺産の構成資産に含まれている以上、市も住民も将来の景観について責任を持って取り組む必要がある。ガイドラインの策定も含めて、景観計画の見直しなど、市でも積極的に取り組みを続けてほしい。
- 土屋委員 広告物の面積規制について、やはり条例より厳しい基準を設けたほうが良いのではないか。例えば壁面(塀)利用広告では壁面(塀)面積の 1/5 以内となっているが、これから整備される羽衣海岸線だけでも厳しい基準を設けるべきではないか。
- 天野委員 「壁面(塀)面積の 1/5 以内または 0 m^2 以内とする」など定量的な基準を併記してはどうか。広告塔などの面積規制が厳しく、壁面広告の規制が緩い場合、壁面や窓面に広告を沢山貼り付けており、景観が損なわれてしまう事例もある。
- 事務局 ご意見を踏まえて、数値をどう設定するかなど検討する。窓面広告については担当者も困っている部分で、広告物を窓の内側に掲出した場合は屋外広告物の定義から外れるため、大規模な広告を出すことが可能になってしまう。

川口会長 ガイドラインでは特例で屋外広告物とみなすことはできないのか。

事務局 屋外広告物条例でみなさないと記載されている。京都市などでは「窓面から 1m 以上離して掲出する」といった基準を設けている事例もあり、こうした先進事例を参考として、対応方法を考える必要がある。また、今後は景観協定、屋外広告物協定なども視野に地元と協議していく予定のため、協定に基準を盛り込むことも考えられる。

川口会長 ガイドラインではそうした先進的な取組みを試験的に取り入れてもよいのではないかと。協定に盛り込むのもよいが、協定は地元の合意形成が難航することも考えられるため、今後対応を考えていく必要がある。

ガイドライン全体に対して、何か意見はあるか。

天野委員 関係各課からの意見で、世界遺産のコアゾーンに関することがあったが、コアゾーン、バッファゾーン以外での景観形成についても検討する必要があるのではないかと。他の会議でも、バッファゾーン内は優先的に整備を進める場合が多いのではないかと。

事務局 景観形成には年月がかかり、バッファゾーン全体を対象とすると範囲も広がるため、今回のガイドラインではまずこの 5 路線を優先的に整備する方針である。

川口会長 世界遺産のコアゾーンは民間の土地が多いのか。

事務局 県、市の土地もあるが、民地も多い。文化財課では松原の地権者の所在確認をしているが、難航している部分もあると聞いている。本日頂いたご意見を参考に、ガイドラインの最終修正を行う。今年度の懇話会は最終となるが、来年度以降は地元での懇談会やワークショップを開催し、ルールの方針に取組んでいく予定のため、同時に地元の意識醸成にも力を入れていく。

5 閉会

以上